

会議の名称	平成29年度第4回八雲町介護保険事業運営委員会
日時	平成30年2月27日（火） 13時30分から13時40分
場所	八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ 第1・2会議室
出席者	委員17名（欠席4名）傍聴者0名
会議の処理、てん末	
○平成29年度第4回介護保険事業運営委員会	
1. 開会宣言	
<p>○保健福祉課長補佐より</p> <p>本日は、お忙しい中、本会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。委員の皆様方には日頃から町保健福祉行政の推進にご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。それでは、開会にあたりまして、岩村町長よりご挨拶申し上げます。</p>	
2. 町長挨拶	
○町長より開催にあたっての挨拶	
3. 議題	
<p>○保健福祉課長補佐より</p> <p>それでは、早速議事にはいります。ここからの議事の進行については、長江会長をお願いいたします。</p> <p>○会長より</p> <p>只今より、平成29年度第4回介護保険事業運営委員会及び第2回八雲町地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。本日の会議の審議内容につきましては、八雲町情報公開条例に規定する非公開情報が含まれておりませんので全部公開として開催したいと思っております。本日の会議ですが、先に八雲町介護保険事業運営委員会を開催し、終了後、引き続き八雲町地域包括支援センター運営協議会を開催するという流れで進めさせていただきたいと思っております。</p>	
(1) 協議事項	
①八雲町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（確定）について	
<p>○会長より</p> <p>それでは、平成29年度第4回八雲町介護保険事業運営委員会を開催いたします。議題、（1）協議事項①「八雲町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の確定について」事務局より説明を求めます。</p> <p>○事務局より</p> <p>協議事項①八雲町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画についてご説明いたします。</p> <p>議案2ページになります。前回1月29日に開催いたしました第3回介護保険事業運営委員会において、当計画の素案について提案させていただき、素案のとおりご承認いただきました。</p> <p>その後1月31日から2月23日の期間において、パブリックコメントにより</p>	

計画による意見の募集をいたしました。

本来パブリックコメントにより寄せられた意見を本日皆様方に協議いただく予定でしたが、計画素案に対する意見はありませんでしたので、前回の運営委員会にてご承認いただいた素案をもって計画の確定としたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

なお、介護保険料等については、条例改正が必要なことから3月に開催される第1回定例会へ条例改正案を提出する予定であり、議会の議決後、平成30年4月1日より「八雲町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」の開始となりますのでよろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

○会長より

ただ今の事務局の説明について、ご質問等ございましたら発言願います。

(質問等なし)

(2) 協議事項

②指定地域密着型サービス事業所の指定の更新について

○会長より

それでは、次に、「②指定地域密着型サービス事業所の指定の更新について」事務局より説明を求めます。

○事務局より

介護保険係の宮脇と申します。私からは協議事項の②指定地域密着型サービス事業所の指定の更新についてご説明いたします。

議案の3ページになります。平成18年4月の介護保険制度の改正により、指定の更新制度が創設され介護保険事業者の指定については、6年毎に更新することが義務付けられており、地域密着型サービス事業所の指定、指定の更新にあたっては、介護保険法第78条の2第7項等の規定に基づき、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないということから、適切な運営を確保するために介護保険事業運営委員会を設置し、協議、ご意見をいただいて指定等を行っているところです。

なお、提出された書類の量が膨大なため抜粋して必要最低限の様式のみお示ししておりますのでご了承願います。

事業所につきましては、地域密着型サービスの種類は「地域密着型通所介護」、申請者は、八雲町栄町13番地1 社会福祉法人八雲町社会福祉協議会、事業所は、八雲町栄町13番地1 社会福祉法人八雲町社会福祉協議会指定八雲デイサービスセンター、利用定員は18名であります。

なお、平成28年3月31日時点で北海道から小規模な通所介護事業所の指定を受けていた事業所であり、平成28年4月1日に地域密着型通所介護として、八雲町へ指定権限が移行された事業所であり、その有効期間は平成28年3月31日より前に受けた通所介護の指定の日から6年間となっていたことから今回平成30年4月2日で有効期間満了を迎えるにあたり事業所より更新申請がございました。

運営基準等についての概略については別にお配りの別紙1をご覧ください。

1 ページの定義、基本方針についてですが、「地域密着型通所介護」における定義は、居宅要介護者について、老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うこと（ただし、利用定員が18人以下に限り、認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）としています。

基本方針は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。としています。

次に人員の基準についてですが、介護職員の人数について、利用定員が18名のため、利用者に対し1.6人以上の専任の介護職員を配置する基準に対し、常時2名以上の介護職員が配置されております。生活相談員、看護職員、機能訓練指導員における条件についても、すべて満たしていることを申請書等により確認しております。

2 ページの設備基準については、食堂及び機能訓練室の合計面積は、3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上とする基準について、満たしていることを申請書等により確認しております。

また、運営基準については、運営規程についての重要事項に関する規定について、すべて定められており、地域との連携についても定期的な運営推進会議の開催や地域住民との交流の場について例年設けられております。

これら提出された書類の内容の審査を行ったところ必要な町の定める条例の基準を満たしていると認められることから、町としては、こちらの事業所について、指定の更新を行うことと判断し、更新指定年月日を平成30年4月3日、更新指定満了年月日を平成36年4月2日としておりますのでよろしくお願いいたします。

○会長より

只今の事務局の説明について、質問・意見等ございましたら、発言願います。

(質問等なし)

4. その他

○会長より

続きましてその他につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局より

その他についてですが、次回平成30年度第1回介護保険事業運営委員会は7月を予定しております。

また、運営委員会の任期につきましては、3年を1期としており平成30年3月をもって終了することとなりますが、各団体の代表の皆様方には引き続き委員としてご協力いただきたいと思いますと考えております。

今後、委員選任のご依頼についてお願いする予定でおりますので、ご承諾のほどよろしくお願いいたします。

○会長より

以上をもちまして、平成29年度第4回八雲町介護保険事業運営委員会を閉会致します。